

- 格を無期限に剝奪すること。
- (28) 副榜 郷試に合格したが、員数制限のため挙人の資格を与えられない者。
- (29) 拔貢 清代、十二年毎に各省から管下の学生の優秀な者を中央に推薦したこと。
- (30) 首卷 首席。
- (31) 以次 次位の。
- (32) 挨拶 アイハ 挨拶は一つ一つ。順番に補うこと。
- (33) 負固 負固不服の意。要害險固をたのみ服従しないこと。
- (34) 首悪 賊の頭目。
- (35) 投首 自首する。
- (36) 首告 自首し、他人の罪をも告発する。
- (37) 匿主 匿は届け出るべき者を届け出ず隠匿する意。主は戸主。
- (38) 官長 長官の通称。
- (39) 板責 板は刑具。竹の平たい棒。板で打って処罰する。
- (40) 折贖 軽罪に対し金銀であがなわせること。
- (41) 刻期 定められた期日。期日を定める。
- (42) 指参 名を指定して弾劾する。
- (43) 封進 封緘して上進する。

皇帝より国王(世子尚質ノ誤へ、明の勅印の返還を促す勅諭

(一六五一、九、八)

皇帝、琉球国王に勅諭す。

爾の国、命を承け化に向かい、表を奉りて投誠す。朕、甚だ焉

を嘉す。奏の内に猷琛は稍く来祀に寛む、と云う有り。故を以て、周国盛等三人を館留して京に在らしむ。随いで七年(一六五〇)五月内に、梁廷翰等十九人を遣わし、爾の国に回り諭せしむるも、今に迄るまで、故明の勅・印は未だ繳さず。併びに去ける使は消息有る無し。意者、海道迂遠にして風波險阻なり。抑、別の故有りて未だ爾の国に達せざるや。来使、京に留まりて日久しく、朕、甚だ憫念す。今、表裏・銀両を賞賜し、遣わし帰す。沿途に、脚力・口糧を給与し、人を添え船を駕し、通官の謝必振と同一爾の国に回報せしめて、爾の国の復命するに便宜なるを聴し、用て朕の懐柔の至意を示す。故に諭す。

順治八年(一六五二)九月初八日 再対して之を正す

注*この勅諭は『清実録』同年同月壬午の条にある。

- (1) 表 (一四〇一)か。
- (2) 奏の内に：と云う有り 朝貢は次の時まで延期します、の意。祀は年。表(一四〇一)の中にもこのようにある。
- (3) 周国盛 一六二九―五六年。久米村周氏(阿賀嶺家)の二世。島袋通事親雲上(『家譜』(二)『三七九頁』(一四〇一)を奉った時の執照(三三〇一)に通事として名がある。
- (4) 梁廷翰 (一三四〇一)に都通事として名がある。
- (5) 故明の勅・印は未だ繳さず (一〇三〇一)で、明が琉球に下賜した勅と印を返納するように命じている。
- (6) 通官 通事。

(7) 謝必振 (一〇九〇一) によれば、通事とあり、順治四年(一六四七)六月に招撫使に任ぜられ、同六年に琉球に至る。(一〇九〇三) には招撫土通事とある。

1-03-05

皇帝より鄭芝竜等へ、父子を同安侯等に任ずる勅諭

(一六五三、五、〇)

皇帝、同安侯鄭芝竜、海澄公鄭成功・奉化伯鄭鴻逵・左都督鄭芝豹に勅諭す。

朝廷の報功は、必ず其の典を隆くし、臣子の効順は、各々其の時に因る。茲に爾鄭芝竜、大兵未だ閩中に抵らざるに当り、即ち人を遣わして来順し、移檄して撤兵す。父子兄弟、本朝に帰心し、厥の功懋なり。即ち、前攝政王墨勒根王、朕の心を体せず、僅かに薄叙に従い、猜疑して積かず、防範嚴に過ぎ、在省の眷属も又安挿し恩養するを行わず、以て閩門の惶惧して、自ら安んずる能わざるを致す。芝豹の音信は尚お通ずと雖も、而れども鄭成功・鄭鴻逵は、恩義遂に阻み、加えて以て地方の鎮撫の道官、徳意を宣揚する能わず、懐柔を曲示し、及び利を貪り功を冒して妄行し、廈門に讐を啓く。咎は馬得功に在り。而して鴻逵は母命に遵依し、其の旋師に任ず。諸臣の、身は海隅に在るも、忠孝を忘れざるを見るに足り、朕、甚だ之を嘉す。已に有罪の官將を將て、提解して究擬し、即ち人を遣わし勅を齎して伝諭し、開導して帰誠せし

む。成功・鴻逵、果たして李徳をして家書を持ちて来り、併びに口語を伝えしむ。芝竜遂に即ち具奏するに、書詞は矜誕に涉ると雖も、口語は具に本懐を見す。朕念うに、爾等前に功有るも自明する能わず、後に心有るも達する能わず。君臣は誼隔たり、父子は情疎かなり。爾等、衷に安んぜざること亦た已に久し。朕、親政して以来、百姓の瘡痍未だ起かれざるを知り、窮兵を欲せず。爾等、衆を保ち自ら全うするも亦た悖逆に非ず。今、芝竜の首唱して帰順するも、賞未だ功に酬いざるを以て、特に加えて同安侯と為し、之に誥命を錫う。芝竜の子鄭成功は海澄公と為し、芝竜の弟鴻逵は奉化伯と為し、芝豹は左軍都督總兵官と為す。各々食祿の俸は例の如くす。成功・鴻逵は別に専勅有り、芝豹は遇々推補を欠くも、朕、推心置腹し、爵賞を吝まず。嘉して与に更始すれども、猶お爾等の疑畏徘徊するを慮り、茲に特に黃微明を遣官して往きて諭せしむ。勅諭到るの日、滿州の大兵、即ち撤回を行い、閩海地方の保障の事宜は、悉く以て爾等に委托す。当に督撫と会同し、行事を商酌し、応に奏聞すべきは、不時に奏聞せよ。爾等、茲の寵命を受け、果たして能く殫心竭力し、地方を輯寧すれば、実に爾等の功なり。如し或いは仍お疑慮を懐き、実心に事に任ずるに肯ぜず、以て地方の不安を致さば、徒に朕の封疆を悞るのみに非ず、亦た且つ爾の桑梓を擾さん。情を揆り理を度れば、爾必ずや然らざらん。況んや爾の父兄、朕の左右に在り、子弟尽く公侯に列するをや。君の徳を懷えば則ち忠臣為り、親の心を体